

奈良県告示第二百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年十一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

| 施術者の氏名 | 施術所の名称及び所在地 | 廃止年月日 |
|--------|-----------------------------------|--------------|
| 笹井 潤 | よしだ整骨院 大和郡山市柳三丁目三七〇一 | 平成二十四年九月三十日 |
| 楠本 寛樹 | よしだ整骨院 大和郡山市柳三丁目三七〇一 | 平成二十四年九月三十日 |
| 堤 勇太 | よしだ整骨院 大和郡山市柳三丁目三七〇一 | 平成二十四年九月三十日 |
| 安井 啓晶 | よしだ整骨院 大和郡山市柳三丁目三七〇一 | 平成二十四年九月三十日 |
| 井手 正人 | 楽鍼灸整骨院 大和郡山市高田町九一二五 駅前ビル 一階 | 平成二十四年九月二十九日 |